



中国のレアアース等輸出管理の強化と 日本企業への影響、実務上の課題と対応

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

藤原 智生

2025年9月27日



本日の講演内容

I. 中国の輸出管理の概要

II. レアアース7種の輸出管理強化の影響

III. 日本企業の実務上の課題と対応

IV. まとめ

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。本資料の情報は2025年9月時点のものです。

1 | 中国の輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制は、大きく、**一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制**と、安全保障貿易管理の観点からの**両用品・軍用品・核等および関連技術に対する輸出管理規制**の二つの体系がある。

一般的な輸出管理

- ・ 産業、経済安全保障
- ・ 国際収支バランス
- ・ 生態・環境保全 等

安全保障貿易管理

(両用品・軍用品・核等および関連技術)

- ・ 安全保障管理
- ・ 国際輸出管理レジーム遵守
- ・ 国家主権・利益保護 等

「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 等

「一般的な貨物・技術の輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術目録
- 輸出許可証管理貨物目録 等

「安全保障貿易管理に関する主な法令」

- **輸出管理法**
- **両用品目輸出管理規制条例**
- **両用品目輸出管理規制リスト**
- 両用品目および技術輸出入許可証管理規則
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例等

2 | 輸出管理法の概要

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用品（デュアルユース）・軍用品・核等および関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。2020年12月1日施行。
- 2024年12月1日に「**両用品目輸出管理条例**」が施行された。行政法規や公告等に分散していた両用品目の輸出管理規制を統合するもので、エンドユーザー・エンドユース管理の強化、個別/包括の輸出許可制度、再輸出規制の確立を柱とする。

輸出許可の対象

- ◆ **管理規制品目**：両用品、軍用品、核（原子力）および関連技術（**技術輸出も規制対象**）
- ◆ **管理規制リスト**による輸出許可：両用品目に関しては、「両用品目輸出管理リスト」に基づく管理
- ◆ **管理規制リスト外**でもキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（10条）

輸出許可の手続き

輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザー証明資料等

輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が窓口となる。
実質的な審査は主に商務部産業安全輸出入管制局が担う。

輸出手続

輸出経営者等が税関に対して、管理規制品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる（※一部書類の原本の提出要求あり）

※中国でも、安全保障の観点からの輸出管理自体は、輸出管理法制定以前から存在していた。

3 | 輸出管理法関連の動向

- 米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は、半導体、電気自動車、磁石等の製造に関連する戦略的資源の輸出管理を強化。

レアアース、レアメタル、ドローン等に対する輸出管理強化の例

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、大型ドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 大型ドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- 2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同月施行）
- 2025年4月 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（同月施行）

4 「両用品目輸出管理条例」提出書類等

- 「両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」に輸出許可申請書の記入方法の解説がある。
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）が日本語全文訳をHPに掲載している。

輸出ライセンス（初回申請）に必要な書類

- 申請書
- 契約書、合意書、またはその他補足資料の写し
- 輸出される物品の技術説明または試験報告書
- 最終ユーザーおよび最終用途を証明する書類（中国語訳を含む）
- 輸入者および最終ユーザーの概要（中国語訳を含む）
- 申請者の法定代理人、主要管理者、および運営者の身元証明
- 商務部が要求するその他の書類（申請者は審査を促進するその他の資料を提出することもできる）

最終ユーザーおよび最終用途証明書 解説事項の例

- 通常はテンプレートに従って発行し、ユーザー情報および主な約束事項をすべて記載する必要がある。
- 外国側の担当者が署名および捺印した英語の原本を提出し、外国側に公印がない場合はその状況を説明する必要がある。
- 中国語の翻訳文には輸出業者の公印を押印し、翻訳の正確性を確認する。
- エンドユーザーが香港、マカオ、台湾の企業である場合は、香港、マカオ、台湾用のテンプレートに従ってフォームを記入すること。

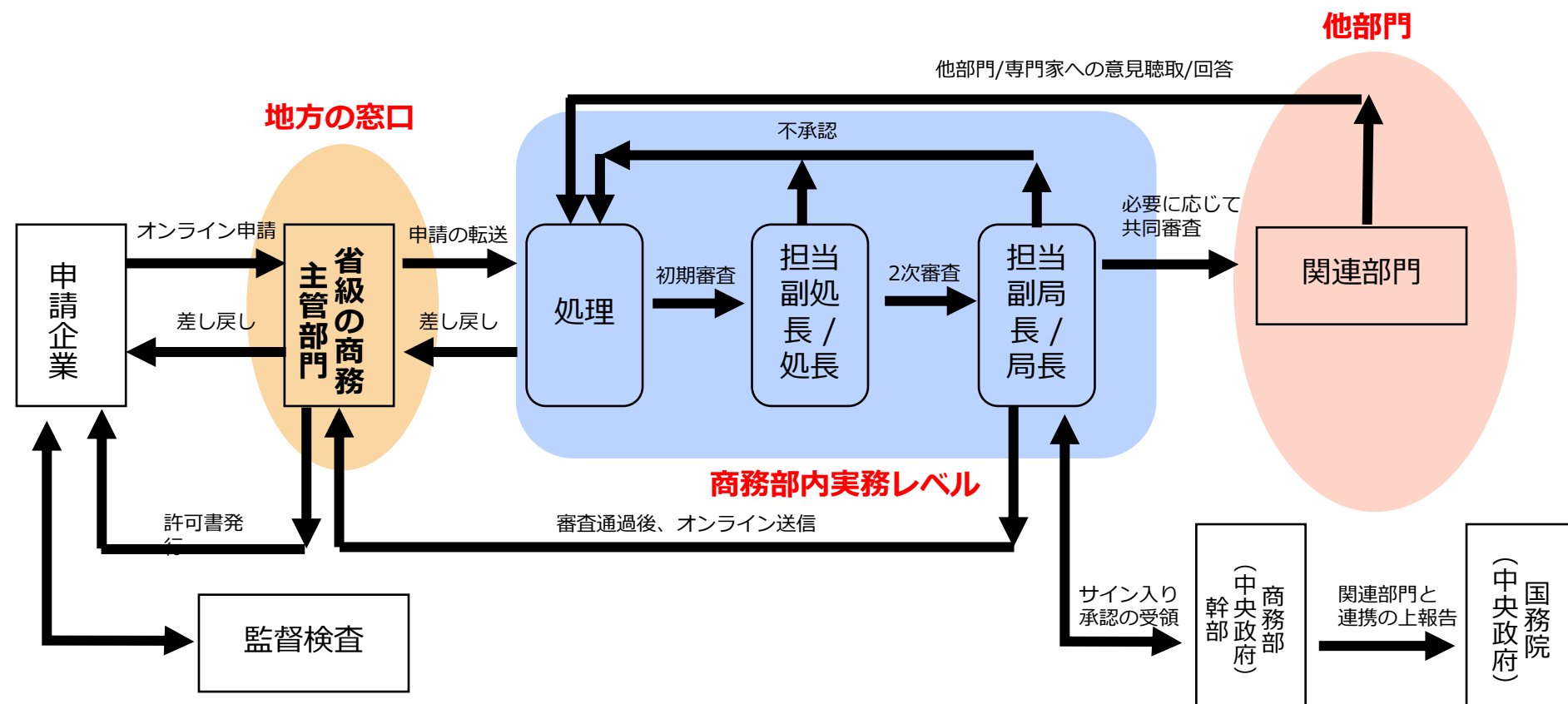
輸入者およびエンドユーザーのプロフィールの 解説事項の例

- これには、法人、設立日、事業範囲、資産規模、従業員数、企業ウェブサイト、主要製品などの情報が含まれるが、これらに限定されない。
- 実際の生産現場や製品の写真、過去の協力に関する情報も提供することができる。

（出所）商務部 両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン
（2025年3月28日）、翻訳はCISTECを参考に作成、2025年9月時点

5 | 両用品目輸出許可にかかる許認可フロー

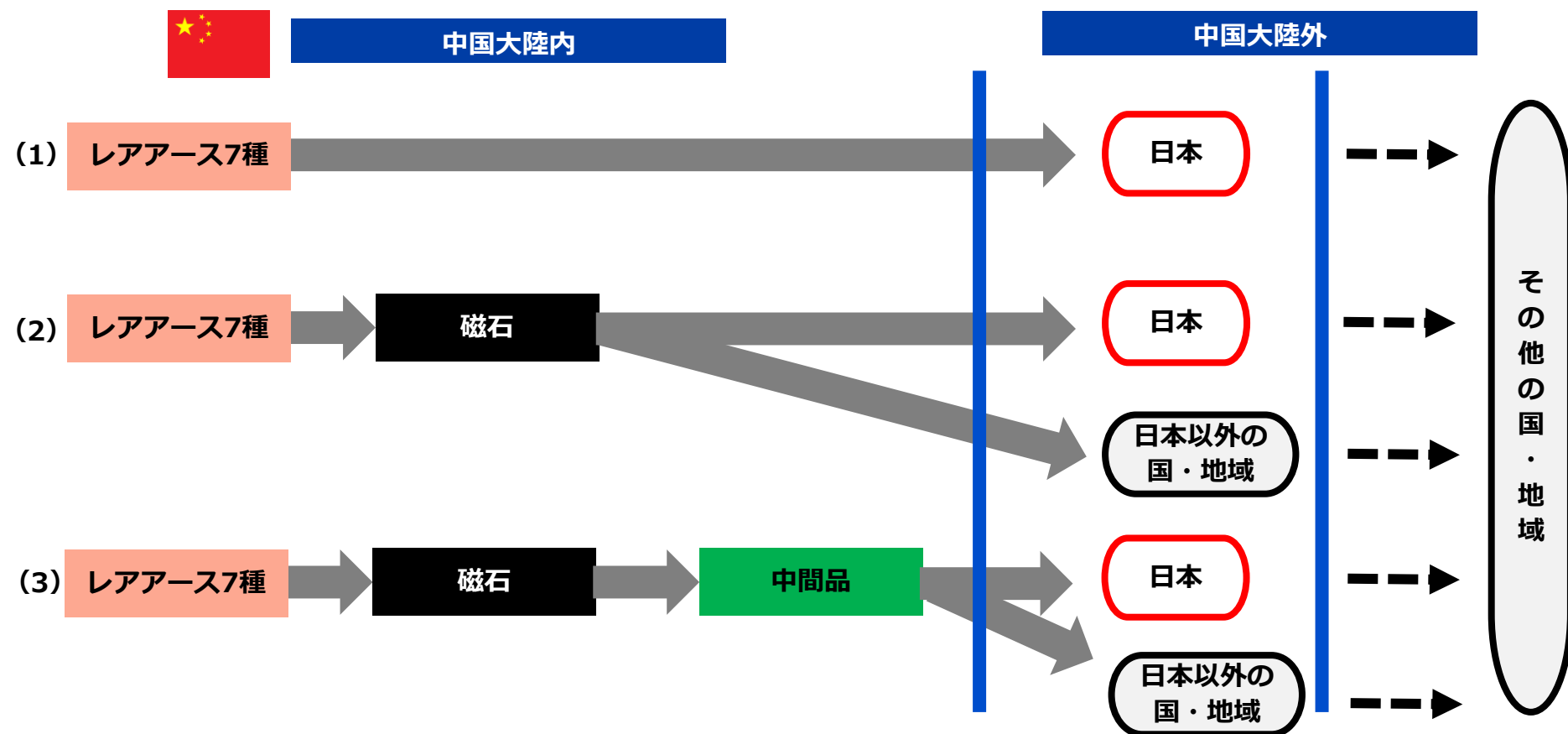
- 地方商務局等、地方の窓口で受理後、商務部に伝送される。
- 商務部が正式に受理してから45営業日以内の処理が法令上の規定。他部門での審査になると長期化。



6 | レアアース7種の輸出管理強化の影響の類型

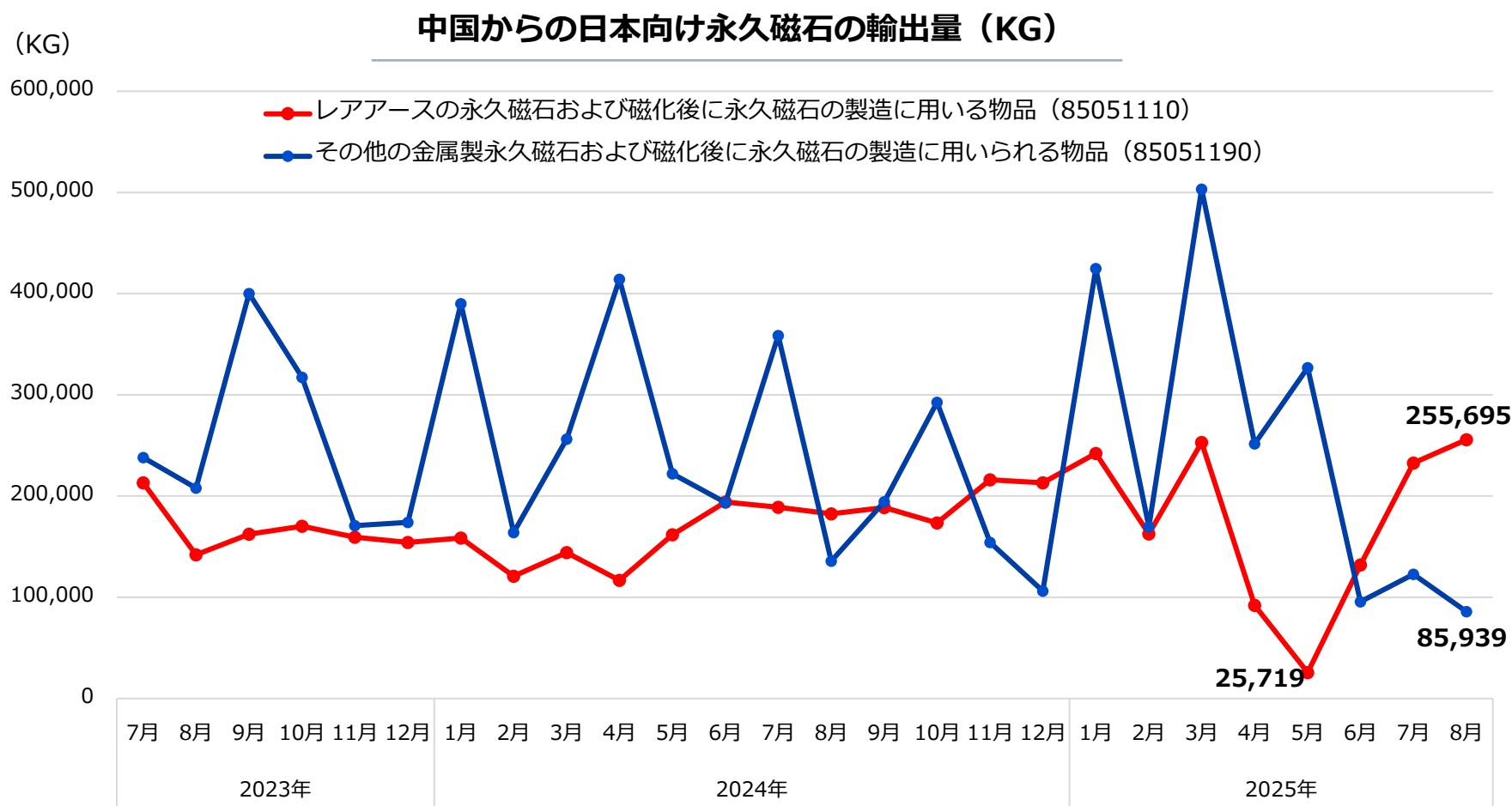
- 中国からのサプライチェーンで影響を受けるものは、主に（1）レアアースを直接中国大陸外に輸出、（2）中国大陸で磁石に加工し輸出、（3）中国大陸で磁石を組み込んだ中間品に加工し輸出、がある。
- レアアース7種を含まない磁石についても（2）において税関検査で留め置かれる事態も。

影響を受けるサプライチェーンの類型（概念図）



7 | レアアース磁石の日本向け輸出量の推移

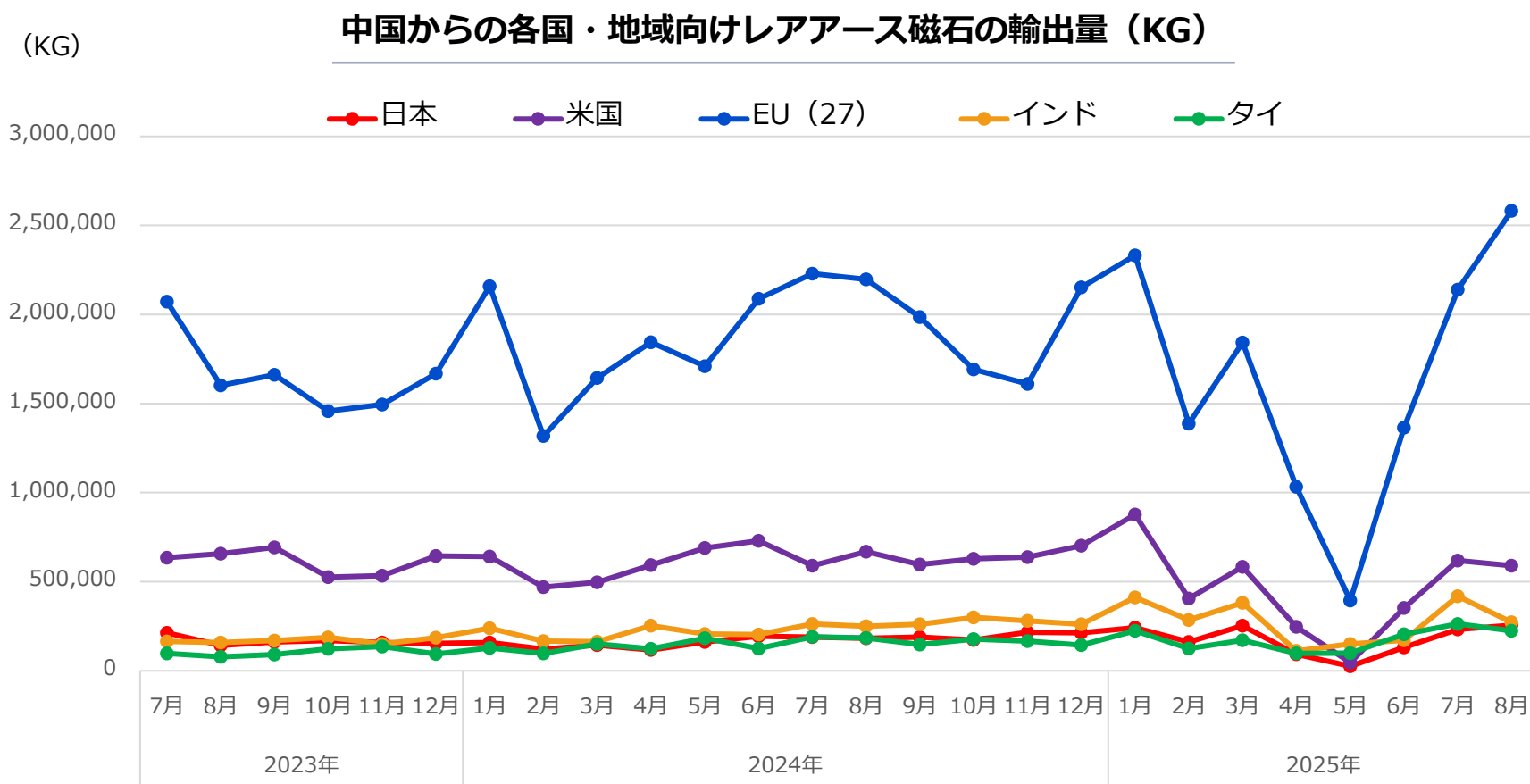
- レアアース磁石（85051110）は4月～5月に顕著に輸出量が減少したものの、7月～8月には回復。
- その他の金属永久磁石（85051190）は6月～8月に顕著に減少。



（出所）グローバルトレードアトラスデータを基にジェトロ作成、データはHSコード8桁ベース。 2025年9月時点

8 | レアアース磁石の各国・地域向け輸出量の推移

- EU、米国、日本向けレアアース磁石（85051110）は4月～5月に顕著に輸出量が減少したものの6月～7月には回復。
- 7月にはインド向けも一定の輸出実績が確認できる。



(出所) グローバルトレードアトラスデータを基にジェトロ作成、データはHSコード8桁ベース。 2025年9月時点

9 | 日本企業からの問い合わせ/課題の例

- 該否判定、輸出許可取得の迅速化、税関検査への対応、営業秘密の保護などが共通的な課題。

日本企業からの問い合わせ/課題の例

類型	概要
該否判定	・自社製品が輸出管理の対象かの判断（特に組み込み品等） ・加工度を上げた場合の該否判定の変化の有無
許認可の運用	・他社の輸出許可取得実績、許可発出の状況 ・許可取得までの日数の実績 ・中国側での審査を早めるための方法 ・再輸出管理についての運用、動向
税関検査の状況	・レアアース7種を含まない「磁石」まで影響が及んでいる（各税関の対応が統一的でない） ・検査に長期間を要する、検査費用、倉庫保管料が高額 ・口頭で輸出できないと言われた ・船会社等が、規制の影響による貨物の遅延や税関手続きの煩雑化のリスクを嫌い、ブッキングを拒否
営業秘密保護	・許認可申請窓口の地方商務部門に中国国外のサプライチェーンや製品組成に関する詳細な資料の提出を求められた（企業の競争力に関わる情報提出の是非、エンドユーザーの協力を得ることが困難）

10 | 日本企業の対応の例

投影資料をご覧ください

11 | 中国の貨物・技術の輸出管理に関する対応

- 企業の予見性確保には包括許可の本格運用がカギに。現時点では取得のための条件が不透明。

種類	申請・取得要件	有効期間	申請・取得方法
個別許可	単一のエンドユーザーに特定の両用品目を一回輸出する場合	1年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
包括許可	以下の両方に該当する場合 ① 輸出事業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録、比較的固定的な輸出ルートおよびエンドユーザーを有するとき ② 単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するとき	3年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
輸出証明書	以下のいずれかに該当する場合 ① 国内で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に元の輸出地の元のエンドユーザーに再び輸送するとき ② 国外で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に再び国内に輸送するとき ③ 国内で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で元の輸出地に再び輸送するとき ④ 国外で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送するとき ⑤ 民間航空機部品の国外修理、備品・スペアパーツの輸出 ⑥ 商務部が規定するその他の状況	1回のみ	輸出に関する情報を商務部のオンラインシステムに登録するだけで取得可能。書面やデータメッセージ方式による許可申請は不要。

まとめ

- レアアース7種の輸出管理強化（4月4日施行）により、2025年9月時点においても、レアアースを含む永久磁石を中心に磁石全般の中国からの輸出が滞っているケースが継続的に発生。
- 中国から磁石がスムーズに輸出・納品出来ないため、中国外の工場でモーターが製造できない、生産がひっ迫しているなど、生産が停止するレベルの事態となっている企業も引き続き存在。
- 輸出許可は一定数発出されているものの、輸出許可の運用のほとんどが「個別許可」のため、企業からの申請数に審査が追いついていない状態が継続しているとみられる。
- 企業の輸出予見性確保のためには「包括許可」の運用が重要。これに対する企業のニーズも高い。「包括許可」取得のためには輸出者が企業内部の輸出管理コンプライアンス体制を構築することが必要条件となっている。また、2025年9月時点では取得のための条件の説明にばらつきがあり、不透明となっている。
- 再輸出管理についての運用、動向は引き続き注視の必要あり。

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

無料
メールマガジン
『ジェトロ・
チャイナモニター』
月2配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/chinamonitor.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。